

1. 目的

喫煙により生じる煙等にさらされること（受動喫煙）による健康被害を防止し、市民の健康を守るため、「受動喫煙のないまちづくり」を推進すること。

2. 目的達成のための手段

- i 公共の場所における喫煙の禁止（喫煙の規制）
 - 後述の「5. 喫煙規制の対象となる場所」参照
- ii 受動喫煙させない社会環境の整備
 - 後述の「4. 関係者に求めること」参照
 - 例) 公共の場所などに設置された喫煙所の撤去・移設・改善、啓発、教育、連携・協働

3. 定義

- i たばこ：①たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ（紙巻たばこや葉巻たばこ、加熱式たばこなど）
 - ②たばこ事業法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品
 - ③上記①・②に類するもの（電子たばこなど）
- ii 喫煙：たばこに火をつけたり、加熱したりすること。
- iii たばこ煙等：喫煙により生じる煙や蒸気などの排出物。
- iv 受動喫煙：他人が生じさせた「たばこ煙等」にさらされることや、吸わされること。
- v 市民等：市内にいる人（居住する人、勤務・在学・滞在する人のほか、市内を通過する人）
- vi 事業者：市内で事業活動を行う企業、団体、個人。
- vii 公共の場所：市内の道路や公園などのほか、**不特定または多数の人が利用する場所**。（屋外に限る）
- viii 喫煙所：主に喫煙のために提供されている場所。（屋根や壁などの有無を問わない）

「(仮称) 屋外受動喫煙防止条例」の基本的な考え方

4. 関係者に求めること

- 互いに連携・協働し、社会全体で「受動喫煙のないまちづくり」を推進すること。
 - 例) たばこ煙が外に拡散・漏出する喫煙所の規制、啓発キャンペーンの実施、市が実施する施策への協力
- 本条例の目的達成のため、それぞれの立場で、必要な取り組みを行うこと。
 - 例) 店内の喫煙環境を店頭に表示、喫煙所に利用者以外が立ち入らないよう掲示

5. 喫煙規制の対象となる場所

- i 公共の場所：「3. 定義」に準ずる。
- ii 重点区域：受動喫煙の影響が特に大きいと考えられる場所のうち、市長が指定した区域。
 - ①7 駅周辺（JR 津田沼駅・JR 新習志野駅、京成津田沼駅・京成大久保駅・谷津駅・実籾駅、新津田沼駅）
 - ②保育所、幼稚園、こども園、小・中学校、高等学校の周辺道路
 - こどもセンター（鷺沼）、きらっ子ルーム（やつ・おおくぼ）といった施設も対象とする。
- iii 適用除外：“喫煙してもよい場所”をどのように考えるか。（必要性、場所、方法、費用、決め方など）
 - 方法例) 一定の要件を満たした喫煙所の設置許可、指定喫煙所の設置・運用

6. 実効性の担保

- i 指導等：条例に違反した人・事業者などに対しては、指導等を行い、改善を求める。
 - 指導に従わず、改善しない場合は、勧告や措置命令などを行う。
- ii 罰則：違反者のうち、重点区域内で喫煙をした人に対しては、罰則（過料）を適用する。
 - 違反行為を発見した場合、その場で直ちに過料を科す。（直罰）

7. 条例の施行時期

平成 30 年度中